

2024年度 事業報告書

自 2024年 5月 1日
至 2025年 4月30日

公益財団法人 長尾自然環境財団

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| I. 事業の概要 | 1 |
| II. 2024年度に実施した事業 | 1 |
| 1. 基盤事業 | 2 |
| 1-1) 人材養成事業 | 2 |
| 1-2) 研究助成事業 | 2 |
| 2. 総合研究・活動事業 | 2 |
| 2-1) メコンーチャオプラヤ河流域事業 | 2 |
| 2-2) 若手研究者育成事業 (CGF プログラム) | 3 |
| 2-3) 自然環境保全事業 | 3 |
| 2-4) 若手日本人研究者支援事業 (J-プロ) の策定 | 5 |
| 3. 国際機関との連携 (長尾湿地基金) | 6 |
| 4. 広報活動 | 7 |
| 5. ガバナンス勉強会 | 7 |
| 6. 将来計画委員会 | 7 |
| 7. 中期計画の策定 | 7 |
| III. 法人の概況 | 7 |
| 1. 役員等に関する事項 | 7 |
| 2. 職員に関する事項 | 8 |
| IV. 役員会等に関する事項 | 8 |
| 1. 理事会 | 8 |
| 1-1) 2024年度第1回通常理事会 | 8 |
| 1-2) 2024年度第2回通常理事会 | 9 |
| 1-3) 2024年度臨時理事会 Web会議を利用して開催 | 9 |
| 2. 評議員会 | 9 |
| 2-1) 2024年度定時評議員会 | 9 |
| 3. 評議員選定委員会 | 10 |
| 4. 常勤理事等の会議 (役職員会) | 10 |
| 5. ガバナンス強化に向けた取組 | 10 |
| 6. その他 | 10 |
| V. 公益認定等委員会に関する事項 | 10 |
| 1. 定期提出書類等の作成等 | 10 |
| 2. 変更届出 | 11 |
| 3. 内閣府公益認定等委員会事務局のヒアリング | 11 |
| VI. 関係官庁に関する事項 | 11 |

I. 事業の概要

当財団は、1989（平成元）年の設立以来、開発途上国の自然環境保全に資することを目的として、人材養成事業と研究助成事業からなる「基盤事業」を実施してきた。2006 年度からは「総合研究・活動事業」を開始し、複数の事業を展開している。さらに「国際機関との連携」を行うとともに「広報活動」も実施している。

2024 年度も、前年度に続いてこれらの事業を継続するとともに、新規事業を開始するなど、着実に事業を実施した。

II. 2024 年度に実施した事業

2024 年度に実施した事業とその概要については、下の表にまとめた（図表 1 も参照のこと）。

| 事業項目 | 2024 年度の活動概要 |
|-------------------------------|---|
| 1. 基盤事業 | |
| 1-1) 人材養成事業 | 3 か国 362 名に 2,295 万円を支給した。 |
| 1-2) 研究助成事業 | 研究助成および学術出版助成は、応募数 109 件中、62 件を審査し、22 件を採択した。学術出版助成は該当者なし。論文支援は 1 件を採択（780 ユーロ）。助成総額は 1,694 万円。 |
| 2. 総合研究・活動事業 | |
| 2-1) メコンーチャオプラヤ 河流域事業 | 3 か国 4 研究機関に 563 万円のフォローアップ事業を実施した。 |
| 2-2) 若手研究者育成事業 (CGF プログラム) | 応募件数 15 件のうち 13 件を審査した結果、9 件（内留学生は 6 件）を採択した。助成金額は 1,667 万円。 |
| 2-3) 自然環境保全事業 | 4 件のプロジェクト（助成金額は 3,651 万円）を実施し、3 件の新規プロジェクトを策定した。 |
| 2-4) 若手日本人研究者支援 事業（J-プロ） | 2024 年度には、2025 年度の実施に向けて、聞き取り調査およびアンケート調査を実施し、第 1 回 J-プロ検討委員会を開催した。 |
| 3. 国際機関との連携 (長尾湿地基金) | 2 件のプロジェクトを採択した。検討委員会を開催した。2025 年度事業のウェブ説明会（Webinar）を開催した。 |
| 4. 広報活動 | ホームページの更新、『理事長だより』の発行、財団パンフレットの更新を行った。 |
| 5. ガバナンス勉強会 | 2024 年 11 月より岸本弁護士と顧問契約を締結し、内部統制と危機管理について、4 回の勉強会を実施した。 |
| 6. 将来計画委員会 | 「長尾自然環境財団の今後の事業を考える会」を、ブレインストーミング形式で実施した。今後「将来計画委員会」に移行する予定である。 |
| 7. 中期計画の策定 | 『第 1 期中期計画 2025－2029【ビジョン 2030 に向けて】』を策定した。 |

1. 基盤事業

1-1) 人材養成事業

2024 年度は、ベトナム、ラオス、カンボジアの 3 か国において、奨学金の支給を実施した（図表 2 の表 1）。なお、バングラデシュについては新型コロナウイルス感染症や反政府運動等の影響により、新入学スケジュールが約 1 年遅れているため、2024 年度の支援を停止した。また、ミャンマーについては、情勢が不安定であるため、2020 年度から支援を停止している。2024 年度の奨学生の総数は 362 名で、うち新規受給者 154 名（学部生 102 名、大学院生 52 名）、継続受給者 208 名（学部生 164 名、大学院生 44 名）であった。

2024 年度の詳細情報は別紙 1 に、これまでの実績は図表 2 の図 1 に示した。

1-2) 研究助成事業

研究助成事業については、2024 年度も「調査研究助成」（上限 2 年間で 100 万円）、「学術出版助成」（上限 100 万円）、「論文投稿費用支援」（上限 1,000 米ドル）を実施した。募集は年 2 回で、締切り日は第 1 回が 2024 年 4 月 16 日、第 2 回が 2024 年 10 月 15 日であった。

第 1 回の募集に 35 件（内、審査対象 14 件、事務局却下 21 件）、第 2 回の募集に 74 件（審査対象 48 件、事務局却下 26 件）、合計 109 件（審査対象 62 件、事務局却下 47 件）の応募があった（図表 3 の表 1）。これを受けて、第 1 回は 2024 年 6 月 19 日、第 2 回は 2024 年 12 月 13 日に、研究助成選考委員会（選考委員は 5 名）を開催した。

選考委員会での審査の結果、第 1 回で 4 件（採択率 28.5%）、第 2 回で 18 件（37.5%）、合計 22 件（35.5%）の研究助成を実施した（図表 3 の表 1）。また、「論文投稿費用支援」の申請 1 件を助成した。

採択された研究の申請国は、マレーシア（9 件）、インドネシア（7 件）、ベトナム（2 件）、およびカンボジア、スリランカ、ネパール、フィリピンが各 1 件の 7 か国（図表 3 の図 1）であった。対象生物分類群は、哺乳類（7 件）、植物（4 件）、魚類と昆虫（各 3 件）、クモ類等と水生無脊椎動物（各 2 件）、および水生植物（1 件）であった（図表 3 の図 1）。

2024 年度の詳細情報は別紙 2 に、これまでの実績は図表 3 の図 2 に示した。

2. 総合研究・活動事業

2-1) メコンーチャオプラヤ河流域事業

本事業は、2006 年度から 2015 年度にかけて、タイ、ラオス、ベトナム、カンボジアの 4 か国において実施されたものである。事業終了後も、一部継続事業として、成果物（図鑑）の作成・出版を継続してきた。しかし、事業終了から 10 年が経過し、標本の維持に使用されている資機材の劣化が目立つようになってきた。このような状況を踏まえ、2024 年度の事業計画として、①成果物の作成および②劣化した資機材の供与からなるフォローアップ事業を実施することとした。

ただし、① の成果物については、2024 年度に該当するものは作成されなかった。一方、② については、カンボジアを除く 3 か国 4 研究機関に対し、標本の管理・保管に必要な資機材の供与を実施した（図表 4 参照）。

2-2) 若手研究者育成事業（CGF プログラム）

Commemorative Grant Fund for Capacity Building of Young Scientists

同事業は、2016 年度より特定費用準備資金を設定して開始された。しかし、応募数が少なかったため、2023 年度には募集要項を改訂し、対象者を留学生にも拡大した。助成金額は、応募資格（現地在住の研究者、自国で調査を行う留学生、日本で調査を行う留学生）によって、150 万円から 250 万円の範囲で設定されている。

2024 年度も、従来どおり年 2 回の募集を実施した。締切り日は、第 1 回が 2024 年 7 月 31 日、第 2 回が 2025 年 1 月 31 日であった。

第 1 回の募集には 5 件（うち 1 件は留学生からの応募）、第 2 回の募集には 10 件（うち 5 件は留学生）と、合計 15 件の応募があった（図表 5 の表 1）。ただし、第 2 回では 2 件が事務局により却下されたため、審査対象は合計 13 件となった。運営委員会は、第 1 回を 2024 年 9 月 13 日、第 2 回を 2025 年 3 月 14 日に開催した。運営委員は、外部委員 2 名と内部委員 2 名の計 4 名で構成されている。

審査の結果、第 1 回では 2 件（うち留学生は 0 件、採択率は 40.0%）、第 2 回では 7 件（うち留学生 5 件、採択率 87.5%）、合計で 9 件（うち留学生 5 件、採択率 69.2%）が採択された。

採択された研究の申請国は、インドネシア、タイ、バングラデシュが各 2 件、ベトナム、フィリピン、ミャンマーが各 1 件であった。対象となった生物分類群は、植物が 4 件、昆虫類、両生爬虫類、水生植物、水生無脊椎動物、魚類が各 1 件であった。

2024 年度の詳細情報は別紙 3 に記載している。これまでの実績については、図表 5 の図 1 および図 2 を参照されたい。

2-3) 自然環境保全事業

本事業は、特定費用準備資金を活用して 2018 年度に開始されたものである。ここでは、(1) 実施中のプロジェクトと (2) 新規プロジェクトの策定の 2 つに分けて説明する。

(1) 実施中のプロジェクト

2024 年度には、以下の 4 つのプロジェクトを実施した。このうち、①および②は 2023 年度から継続して実施しているプロジェクトである。一方、③および④は 2024 年度においては事前調査の段階にあり、2025 年度から 3 年間の本調査へと移行することが決定された。

① 田金プロジェクト（図表 6 参照）

『ラオスとベトナムのカルスト地における植物の多様性評価』研究代表者は鹿児島大学の田金秀一郎准教授。

2024 年度は、自国の研究者のみで実施する予備調査をラオスで 2 回、ベトナムで 2

回実施した。さらに、研究代表者等が参加する本調査も両国で2回ずつ、合計で8回の調査を実施した。なお、4回の本調査の概要は、当財団のホームページで2024年7月17日、9月19日、12月20日、および2025年3月17日に紹介している。

2024年度の研究成果として、13篇の学術論文を公表している。さらに『A Photo Guide to Plants of Nui Chua National Park』を、PDF版のフリーブックとして、当財団および鹿児島大学総合研究博物館のホームページで公表した。

② 本川プロジェクト (図表7参照)

『インドシナ山岳部における陸生小型脊椎動物の種多様性』研究代表者は京都大学の本川雅治教授。

2024年度はベトナムで2回、ラオスで1回、計3回の現地調査を実施した。調査の概要は、2024年8月30日、2025年1月9日、2月3日に、当財団のホームページで紹介している。

2024年8月25日から9月11日にかけて、ベトナムとラオスからそれぞれ2名の共同研究者を招聘し、東京大学富士癒やしの森研究所で、東京大学、国立科学博物館の研究者とともに共同野外調査を実施した(2024年10月2日付けの当財団ホームページで紹介済み)。さらに2025年3月17日と21日には、ベトナムのハノイ科学大学とラオスのラオス国立大学で小型脊椎動物に関するワークショップを開催した(報告書は2025年4月1日付けの当財団ホームページで紹介している)。

③ 鈴木プロジェクト (図表8参照)

『バングラデシュ北東部の内陸湿地におけるスナドリネコの研究と保全』(事前調査)研究代表者は立命館大学の鈴木愛助教。

事前調査ではあるが、2024年度にはバングラデシュ北東部シレット州のハカルキハオール湿地帯において、4回の現地調査を実施した(調査の様子は、当財団ホームページで2024年10月17日、11月13日、2025年2月10日、3月10日に紹介済み)。自然科学的な調査としては、カメラトラップを用いてスナドリネコの餌生物の確認や出現場所の特定を行った。さらに、将来的な環境教育の実施を見据えて、公立小学校で利用されている教科書に登場する生物の分析や、児童への聞き取り調査も実施した。

環境教育に関する調査結果については、2025年6月にオーストラリアで開催される国際学会にて発表を予定している。

④ 前田プロジェクト (図表9参照)

『フィリピンの河川産魚類相、特に通し回遊魚類相の解明～黒潮流域を中心とした周辺国への仔魚の供給源の解明に向けての予備調査』(事前調査)研究代表者は沖縄科学技術大学院大学の前田健スタッフ・サイエンティスト。

すでに当財団ホームページ(2024年12月17日付け)で紹介したとおり、2024年11月21日から12月1日にかけて、フィリピンのパラワン島(パラワン州)および

ルソン島北部の 2 州（カガヤン州およびイロコス・ノルテ州）において事前調査を実施した。日本からは、飯田碧准教授（北海道大学）および小林大純研究員（千葉県立中央博物館）が共同研究者として同行した。現地では、ウェスタン・フィリピン大学の Herminie P. Palla 博士、農業省水産資源局の Emma L. Ballard 博士、カガヤン大学の Glycinea M. de Peralta 博士、マリアーノ・マルコス大学の Ernesto S. Del Rosario, Jr. 博士らと面談し、今後の調査研究の実施場所や共同研究体制等について協議を行った。

（2）新規プロジェクトの策定

2024 年度も、リモート会議等を通じた聞き取り調査を実施し、新規プロジェクトの策定を行った。対象となったのは、以下の 9 研究機関に所属する 11 名の研究者である：北海道大学、東京海洋大学、名古屋市立大学、京都大学、和歌山高等専門学校、広島大学、島根大学、鹿児島大学、琉球大学。研究者の専門分野は、藻類学、昆虫学、海生無脊椎動物学、魚類遺伝学、農業生態学、民族生態学など多岐にわたる。

聞き取り調査の結果、具体的なプロジェクト形成に向けた協議を行ったのは以下の 3 件であり、これらは 2025 年度の事業計画に組み込まれた（②と③は事前調査として位置づけられている）。

- ① 『マレーシアにおける海生無脊椎動物の生物多様性』研究代表者は国立科学博物館の藤田敏彦動物研究部長。
- ② 『「2 段階分類学 (Two-phase Taxonomy)」の実践によって、インドシナ半島の種多様性の解明度を飛躍的に高める』研究代表者は東京都立大学の江口克之准教授。
- ③ 『インドネシア産希少魚種の生殖幹細胞バンクの構築：貴重な遺伝子資源の永久保存を目指して』研究代表者は東京海洋大学の吉崎悟朗教授。

2-4）若手日本人研究者支援事業（J-プロ）の策定

本事業を策定するに至った背景には、近年、アジア・太平洋地域の開発途上国における自然環境の保全・保護に関する研究に携わる日本人若手研究者が減少しているのではないかとという危機感がある（図表 10 の図 1）。

これまで、当財団の支援対象は現地在住の学生や若手研究者に限られていたが、2023 年度より、若手研究者育成事業（CGF プログラム）の募集要項を改訂し、日本の大学に在籍する博士後期課程の留学生およびその主指導教員も研究助成の対象に加えた。さらに、アジア・太平洋地域の開発途上国の自然環境を研究する日本人若手研究者を支援することは、当財団の理念にも合致し、活動の意義をより一層高めるものと考えている。

そこで 2024 年度には、若手日本人研究者支援事業（J-プロ）を策定に向けて、以下の 3 つの取り組みを実施した：

- ① 2024 年 5 月から 7 月にかけて、8 名の研究者に対し、日本人研究者支援に関する聞き取り調査を行った。その内容は別紙 4 にまとめている。

- ② 2024 年 10 月 1 日より、「東南アジアの自然環境を研究している方についてのアンケート」を実施した。本アンケートの目的は、東南アジアの自然環境を研究対象とする日本人研究者のおおよその人数を把握することである。その結果、2025 年 1 月末時点で 175 名からの回答を得た。アンケート結果の概要は別紙 5 に示している。
- ③ 2025 年 3 月 25 日に、第 1 回 J-プロ検討委員会（委員 4 名）をリモート会議形式で開催した。本委員会では、以下のような議論が行われた（要旨は別紙 6 に記載）。
- ・ **J-プロの位置づけについて**：本事業は、当財団として初の日本人研究者支援であり、従来の基盤事業（研究助成と人材養成事業）の対象を日本人にも拡大するものであることが確認された（図表 10 の図 2 および図 3）。
 - ・ **内容の確認**：今回想定している J-プロの内容（日本人に対する研究助成および人材養成）については、細部にわたる議論が行われたが、「実施すること」については委員全員の理解と合意が得られた。
 - ・ **募集要項について**：今後の募集要項作成にあたり、以下の点について検討が必要であるとされた：①募集時期の設定、②募集回数決定、③研究実施場所（日本国内のみでも可とするか）、④他の研究助成制度との関連性、⑤現地カウンターパート研究者を含めた準備状況（とくに「遺伝資源へのアクセスと利益配分」(ABS) に関する事項）。

3. 国際機関との連携（長尾湿地基金）

本事業は、当財団がラムサール条約事務局と連携して設立した「長尾湿地基金」に基づき、ラムサール条約に加盟するアジア・オセアニア地域の開発途上国による湿地保全等の活動を支援するものである。

長尾湿地基金の募集は年 1 回実施しており、選考はラムサール条約事務局および当財団の役員によって行われる。2024 年度は、2 月 15 日から 5 月 31 日まで募集を行い、16 か国から 30 件の申請が寄せられた。その中から、以下の 2 件への助成を決定した。

- ・ タジキスタン：「タジキスタンの湿地生態系の保全：認識と持続可能な管理の推進」
- ・ ベトナム：「リモートセンシングと GIS 技術を利用した湿地生態系の管理手法の開発」

2024 年度の詳細情報については、別紙 7 に記載している。

なお、本事業は 2016 年度より、5 年間の特定費用準備資金を設定して実施されたが、新型コロナウイルスの影響により 3 年間延長され、2023 年度をもって特定費用準備資金からの支出を終了した。また、ラムサール条約事務局との契約は 2023 年 4 月 30 日に終了したが、2023 年度からの 3 年間について、年間 1,000 万円の助成金を提供する旨の合意書を 2023 年 2 月 15 日付けで締結した。2024 年度の支出は、公益目的事業会計から行っている。

2024 年 8 月 14 日には、外部委員 3 名を招いて本事業の検討委員会を開催し、事業の実施経緯や予算について、検討を行った。2025 年度も引き続き検討委員会を開催し、より具体的な議論を進める予定である。さらに、2025 年 4 月 24 日には、ラムサール条約事務局が長尾湿地基

金の概要や応募方法等について、ウェブ説明会（Webinar）を開催した。

4. 広報活動

2024 年度には、当財団ホームページのホーム画面における「最新情報」の更新を 52 回実施した（図表 11 の図 1 および図 2）。また、その上段に掲載している「動く記事/写真」は 8 回、最上段の帯状の写真は 3 回更新した。参考として、2023 年 12 月から 2025 年 4 月までの当財団ホームページへの訪問者数の推移を図表 11 の図 3 に示す。なお、2024 年 11 月 21 日には当財団のホームページをスマートフォン対応にした。

『理事長だより』については、2024 年度に 3 回（通算 6 号～8 号）発行した。発行日はそれぞれ、2024 年 9 月 10 日、11 月 1 日、12 月 23 日である。

財団のパンフレットについては、内容を最新情報に更新したうえで、和文および英文の PDF 版を 2024 年 10 月 10 日に当財団のホームページ上で公開した。さらに、印刷版のパンフレットは 2025 年 2 月 28 日に、前述の 2-4) ②のアンケート回答者 150 名に郵送した。

5. ガバナンス勉強会

2024 年 11 月 1 日、コモンズ綜合法律事務所の岸本雄介弁護士と顧問契約を締結した。これは、事業の拡大にともない、財団のガバナンスを強化し、リスクマネジメント体制を整備することを目的としたものである。2024 年度内には、12 月 6 日、2025 年 1 月 17 日、2 月 18 日、3 月 14 日の計 4 回にわたり、勉強会を実施した。

6. 将来計画委員会

2024 年 10 月 7 日、『長尾自然環境財団の今後の事業を考える会』をブレインストーミング形式で実施した。なお、検討委員は 4 名の外部委員からなる。議論は、研究助成、CGF プログラム、自然環境保全事業、新規事業案、さらには特定費用準備資金や剰余金解消計画にまで及び、多岐にわたった（別紙 8 参照）。なお、本会は 2025 年度以降、「将来計画委員会」へと移行する予定である。

7. 中期計画の策定

2024 年度に、『第 1 期中期計画 2025－2029【ビジョン 2030 に向けて】』を策定した。本計画は、当財団として初めての中期計画である。

Ⅲ. 法人の概況

1. 役員等に関する事項

(2025 年 4 月 30 日現在)

| 役職 | 氏名 | 常勤／非常勤 | 備 考 |
|-----|-------|--------|-------------|
| 理事長 | 河野 博 | 常勤 | 東京海洋大学 名誉教授 |
| 評議員 | 岩田 明久 | 非常勤 | 京都大学 名誉教授 |
| 同 | 梅崎 昌裕 | 非常勤 | 東京大学大学院 教授 |

| | | | |
|------|----------|-----|----------------------------|
| 同 | 可知 直毅 | 非常勤 | 東京都立大学 学長特任補佐・東京都公立大学法人 理事 |
| 同 | 高橋 進 | 非常勤 | 東京都立大学 都市環境科学研究科 客員研究員 |
| 同 | 永田 信 | 非常勤 | 東京大学 名誉教授 |
| 同 | 福山 研二 | 非常勤 | 一般財団法人 自然環境研究センター 客員研究員 |
| 同 | 古澤 拓郎 | 非常勤 | 京都大学大学院 教授 |
| 常務理事 | 菰田 誠 | 常勤 | |
| 理事 | 川邊 みどり | 非常勤 | 東京海洋大学学術研究院 教授 |
| 同 | 桜井 尚武 | 非常勤 | 公益社団法人 大日本山林会参与 |
| 同 | 関(丹野) 礼子 | 非常勤 | 立教大学 教授 |
| 同 | 土居 正典 | 非常勤 | インテムコンサルティング株式会社 取締役会長 |
| 同 | 長尾 榮次郎 | 非常勤 | 丸三証券株式会社 参与 |
| 監事 | 安藤 達彦 | 非常勤 | 東京農業大学 名誉教授 |
| 同 | 河村 伸吾 | 非常勤 | 宮園会計事務所 |

| 役職 | 氏名 | 常勤／非常勤 | 備 考 |
|----|-------|--------|----------------------|
| 顧問 | 山瀬 一裕 | 非常勤 | 一般財団法人 自然環境研究センター 参与 |

2. 職員に関する事項

財団の職員構成は、研究員 3 名（内 2 名は常勤）である。

IV. 役員会等に関する事項

1. 理事会

1-1) 2024 年度第 1 回通常理事会

2024 年 6 月 14 日 対面と Web 会議（Microsoft Teams）を併用して開催

第 1 号議案 2023 年度事業報告書案の件

（自 2023 年 5 月 1 日 至 2024 年 4 月 30 日）

第 2 号議案 運用基盤強化資金への組み入れの件

第 3 号議案 2023 年度財務諸表案の件

（自 2023 年 5 月 1 日 至 2024 年 4 月 30 日）

第 4 号議案 評議員会の日時、場所及び議事に付すべき事項の件

第 5 号議案 次期理事候補者の件

- 第6号議案 次期監事候補者の件
- 第7号議案 次期常勤役員に就任予定者の報酬額の件
- 第8号議案 丸三証券株式会社第104期定時株主総会（その継続会又は延会を含む）に関する議決権行使の件
- 報告事項 (1) 監事の監査報告
(2) 理事長及び常務理事の職務の執行状況
(3) その他

1-2) 2024 年度第2回通常理事会

2025年4月10日 対面とWeb会議を併用して開催

- 第1号議案 2025年度事業計画書案の件
(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
- 第2号議案 2025年度収支予算に係る特定費用準備資金（若手研究者育成事業：CGFプログラム）の取崩計画案の件
- 第3号議案 2025年度収支予算に係る特定費用準備資金（自然環境保全事業）の取崩計画案の件
- 第4号議案 2025年度収支予算書案の件
(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
- 第5号議案 顧問の選任の件
- 報告 (1) コモンズ綜合法律事務所弁護士岸本雄介氏との契約
(2) 理事長及び常務理事の職務執行状況
(3) 第1期中期計画
(4) その他

1-3) 2024 年度臨時理事会 Web 会議を利用して開催

2024年7月5日定款第35条（理事会の種類及び開催）第3項第1号及び第36条（招集）第1項に則りWeb会議システムを用いた臨時理事会を招集し、定款第34条（権限）第1項第3号及び定款第25条（役員の設定）第2項並びに定款第26条（役員の選任）第2項に則り理事長（代表理事）及び常務理事（業務執行理事）の選定を行った。

- 第1号議案 常勤の役員となる理事長（代表理事）及び常務理事（業務執行理事）の選定の件

2. 評議員会

2-1) 2024 年度定時評議員会

2024年7月4日 対面会議で開催

- 第1号議案 2023年度財務諸表案の承認の件（定款第16条第4号）
(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
- 第2号議案 次期理事の選任の件（定款第16条第1号）

第3号議案 次期監事の選任の件（定款第16条第1号）

第4号議案 次期常勤役員の報酬額の件（定款第16条第2号）

報告事項 (1) 2023 年度事業内容（自 2023 年 5 月 1 日 至 2024 年 4 月 30 日）

(2) 2024 年度第1回通常理事会の決議内容

(3) その他

3. 評議員選定委員会

当財団の所定の手続きを経て選任された評議員選定委員会（外部委員2名、監事1名、評議員1名、事務局員1名の5名で構成）は2024年5月14日 Web 会議システムを用いて、理事会及び評議員会から次期評議員候補者として推薦された7名の審議を行い、7名全員を次期評議員とする決議を行った。就任日は2024年7月4日の2024年度定時評議員会終了時、任期は2028年度定時評議員会終了時までである。

4. 常勤理事等の会議（役職員会）

当財団は、常勤の役職員が総務事項、各事業の進捗状況を確認し、課題などに対処するため、2024年5月以降も毎週財団事務所で対面の会議を開催した。

5. ガバナンス強化に向けた取組

当財団は、ガバナンス強化の前提として、理事がガバナンス及び運営に関連する法律の知識水準を向上させることが重要であると考え、2024年12月より理事長、理事、事務局長、弁護士4名による勉強会を月1回実施してきた。勉強会では外部専門家の弁護士が講師を務め、参加者はガバナンスに関する事項、法律や規制に関する知識を得ることができた。次年度に入り次第、評議員、理事、監事に財団におけるガバナンスに関する説明会を開催予定である。

6. その他

当財団のホームページについて、スマートフォンなどの他デバイスから閲覧・操作がしやすくなるようにした。2025年10月14日にWindows10のサービスが終了しMicrosoftからテクニカルサポートや更新機能プログラム、セキュリティ更新・修正プログラムが提供されなくなる。当財団のコンピュータはWindows11のシステム要件を満たしていないため、機器の入れ替えを行った。

V. 公益認定等委員会に関する事項

公益法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために活動することが求められ、その事業運営において透明性が確保されていなければならない。このような観点から、公益法人は、事業計画書、事業報告書等に関する書類の作成・提出・開示が求められている。

1. 定期提出書類等の作成等

当財団は、事業報告等に係る提出書類を作成し、以下のとおり、公益認定等委員会に提出し

た。

2023 年度第 2 回通常理事会の審議を経て 2024 年 4 月 23 日に公益認定等委員会に提出した 2024 年度事業計画書等について、同年 8 月までに審査が完了した。

2024 年度第 1 回通常理事会、同定時評議員会で承認を受け、当該事業年度経過後 3 箇月以内となる 2024 年 7 月 23 日に 2023 年度事業報告書等に係る提出書類を公益認定等委員会に提出し、2025 年 4 月末時点で審査中である（2025 年 5 月末に審査完了）。

2024 年度第 2 回通常理事会の審議を経て、毎事業年度開始の日の前日までの 2025 年 4 月 24 日に 2025 年度事業計画書等に係る提出書類を公益認定等委員会に提出した。

2. 変更届出

当財団の評議員 7 名、理事 7 名および監事 2 名は、2024 年度定時評議員会（2024 年 7 月 4 日）の終結をもって、全員が任期満了となった。理事会、評議員会の手続きを経て、2024 年 5 月 14 日評議員選定委員会を開催し、次期評議員 7 名（退任 3 名、新たに就任 3 名、再任 4 名）を選定した。7 月の定時評議員会において、次期理事 7 名および次期監事 2 名の選任を行い、理事は退任 1 名、新たに就任 2 名、再任 5 名、監事は 2 名全員を再任（重任）した。

当財団理事長は、定時評議員会の決議を受け、2024 年 7 月 5 日 Web 会議システムを用いた臨時理事会を招集し、理事長および常務理事を選定した後、東京法務局で役員等の登記を行った。

上記の登記を踏まえ、2024 年 9 月 26 日当財団は公益認定等委員会に理事（退任 1 名、新たに就任 2 名、再任 5 名）および監事（2 名全員を再任）並びに評議員（退任 3 名、新たに就任 3 名、再任 4 名）に係る変更届を提出した。2025 年 1 月初旬に公益認定等委員会は審査を完了した。

3. 内閣府公益認定等委員会事務局のヒアリング

内閣府は 2025 年 4 月から新しい公益法人制度の開始に際し、公益法人における自主的・自律的なガバナンス強化の支援を行うため、各法人の参考となる好事例の公開・展開を行うことを計画し、2025 年 1 月初旬に各法人におけるガバナンスに関する状況や取組に係るアンケート（全部で 92 の質問）への協力を求めた。

当財団は 1 月中旬にアンケートへの回答を提出した。内閣府は当財団の回答を見た後、2 月初旬に当財団の取組が本調査研究で収集したい先行事例になり得るものと考え、聴取（ヒアリング）したい旨を連絡してきた。2 月 14 日当財団理事長他が内閣府の本調査事業（委託先）担当者に当財団が行っている 2 つの取組を説明するとともに先方の求めに応じ取組に関連する文書等を提供した。本調査を担当した PwC Japan 有限責任監査法人が内閣府大臣官房公益法人行政担当室に「公益法人の自主的・自律的ガバナンス強化のための調査報告書（令和 7 年 3 月 31 日）」を提出し、内閣府は公益法人インフォメーションの新着情報（4 月 2 日）で上記報告書の掲載を広報した。当財団は、好事例の類型 B「公益法人の各機関別（理事会・評議員会・監事）における具体的取組」として各種の取組が掲載（48-51 頁）された。

VI. 関係官庁に関する事項

当財団は、基本財産として、上場している法人の株券を保有しており、その配当金が公益目的の事業の財源である。

金融証券取引法により、株券等保有割合が 5%を超える場合には「大量保有報告書」の提出が必要とされる。また、「大量保有報告書」に記載すべき重要な事項に変更があった場合、変更報告書を内閣総理大臣に提出することが同法に規定されている。

本年度、当財団は提出が必要な事項はなかった。